

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部（危機管理対策課、環境・廃棄物対策課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、清掃センター、衛生処理場、生活安全課（消費生活センター）、市民課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年 3 月 27 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成26年12月22日（月）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境・廃棄物対策課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、清掃センター、衛生処理場、生活安全課(消費生活センター)、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 災害情報連絡体制の職員等緊急連絡システムについて

情報を完全に伝えることが前提であり、皆が受けられる状態にしなければならないことから機器も統一した方がよいと考えられるので、今後検討をしていただきたい。

(2) 補助金の実績報告書提出について

本来出納閉鎖日までに補助金要綱どおりの検証、確定すべきであるので、団体に対して指導を徹底していただきたい。

(3) 畜犬登録及び予防注射接種の拡大について

狂犬病の発症など飼い主に情報の発信をして、畜犬登録率及び予防注射接種率の目標を定め達成率を上げていただきたい。

(4) 物品の購入について

必要な物品をまとめて購入する場合は、随意契約理由及び決裁区分に基づき

支出をしていただきたい。

5 各課等の予算執行状況は別表 1～6 のとおりである。